

令和8年度  
大牟田市省工不設備導入促進事業補助金

申請要領

大牟田市産業振興課

- 補助金概要 4ページ～8ページ
- 申請手続き 9ページ～10ページ
- 補助金交付決定後 11ページ～13ページ
- Q&A 14ページ～18ページ

# 大牟田市省エネ設備導入促進事業補助金の概要

大牟田市内の中小企業等の事業活動の負担を軽減するため、省エネ設備導入にかかる費用の一部を補助します。

## 【申請受付期間】

令和8年5月7日(木)～9月30日(水)

| 項目                 | 内容   | 詳細掲載ページ |
|--------------------|--|---------|
| 補助対象者              | 中小企業者及び個人事業主、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特別法に基づき設立された法人 等                                    | ⇒4ページ   |
| 補助対象事業             | 従来設備と比較して、 <b>CO<sup>2</sup>排出量削減</b> が見込まれ、用途が同じである事業<br>区分:①ユーティリティ設備 ②産業設備                                | ⇒5～6ページ |
| 補助対象経費<br>(消費税等除く) | 機械器具費、運搬据付け(取付)費、既存設備の撤去費 等  | ⇒5ページ   |
| 補助率・<br>補助上限額      | <b>補助率:補助対象経費の1/3以内(市内事業者から購入の場合1/2以内)</b><br><b>補助上限額:①40万円 ②100万円</b><br>補助対象経費の合計額が15万円に満たない事業は、対象となりません。 | ⇒7ページ   |
| 補助対象期間             | 交付決定日から令和9年1月31日   | ⇒7ページ   |

※本補助金は、国の重点支援地方交付金を活用した補助事業です。

# 補助対象者

①大牟田市内に店舗・事務所等を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいる

②大牟田市の市税を滞納していない

③その他法令等に違反していない

上記要件をいずれも満たす、①中小企業者及び個人、②中小企業団体、③医療法人、④社会福祉法人⑤学校法人、

⑥一般社団・財団法人、⑦公益社団・財団法人、⑧特別法に基づく法人 が補助対象者となります。

※ただし、以下の事業者は対象外となります。

- ・会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等
- ・従業員数が300名以上の③～⑧の法人

## ①中小企業者及び個人

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人事業者をいいます。

「資本金の額又は出資の総額」と「常時雇用する労働者数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業者に該当します。

| 業種                     | 資本金の額<br>又は出資の総額 | 常時雇用する従業員 |
|------------------------|------------------|-----------|
| 製造業、建設業、運輸業、<br>その他の業種 | 3億円以下            | 300人以下    |
| 卸売業                    | 1億円以下            | 100人以下    |
| サービス業                  | 5千万円以下           | 100人以下    |
| 小売業                    | 5千万円以下           | 50人以下     |

## ②中小企業団体

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいいます。

## ③医療法人

医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する法人をいいます。

## ④社会福祉法人

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人をいいます。

## ⑤学校法人

国立大学法人法(平成15年法律112号)第2条、地方独立行政法人法(平成15年法律118号)68条、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する法人をいいます。

## ⑥一般社団・財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する法人をいいます。

## ⑦公益社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する法人をいいます。

## ⑧特別法に基づく法人

特定の業務を遂行するために設立され、各種の法律に基づき運営されている法人をいいます。

# 補助対象事業 等

既存設備と比較し、下記の要件をいずれも満たしている①、②の設備が対象となります。

- ・CO<sup>2</sup>排出量削減が見込まれること
- ・更新前後の使用用途が同じであること

| 種別   | 対象となる設備等   |
|--|--|
| ①ユーティリティ設備<br>売上や生産量の増減にかかわらず<br>日常的・継続的に稼働する設備をいう | ・LED照明<br>・高効率空調設備<br>・業務用給湯設備<br>・業務用冷凍冷蔵機器<br>など |
| ②産業設備<br>製造・加工等の事業活動に直接用いら<br>れる設備をいう              | ・変圧器<br>・高効率ボイラ<br>・産業用モーター<br>・工作機械<br>など         |

| 補助対象経費(消費税除く)  |
|--|
| 交付決定後に実施した経費かつ<br>対象設備の、<br>・購入<br>・運搬<br>・設置<br>・取付<br>・既存設備の撤去費用 |

## 補助対象外事業

以下に掲げる事業はいずれも補助対象事業とはなりません。

### 対象外事業

- (1) 国、地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業
- (2) 中古品やリース、レンタル機器を導入する事業
- (3) 第三者にリースやレンタルすることを目的とした設備を導入する事業
- (4) 補助対象者が自ら使用する事業所外で使用する設備を導入する事業
- (5) 居住の用途(共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含む)に該当する部分に設備を導入する事業
- (6) 生産能力の増強のみ(増設も含む)を目的とした設備を導入する事業
- (7) 用途または使用場所が限定されない設備を導入する事業
- (8) 故障機器・設備の更新を目的とする事業
- (9) その他市長が特に該当しないと認める事業

## 補助率・補助上限額

| 種別         | 補助率        |        | 上限額   |
|------------|------------|--------|-------|
| ①ユーティリティ設備 | 市内事業者からの導入 | 2分の1以内 | 40万円  |
|            | 上記以外       | 3分の1以内 |       |
| ②産業設備      | 市内事業者からの導入 | 2分の1以内 | 100万円 |
|            | 上記以外       | 3分の1以内 |       |

(注1)

消費税及び地方消費税に相当する額は、対象となりません。

(注2)

補助対象経費の合計額が15万円に満たない事業は、対象となりません。

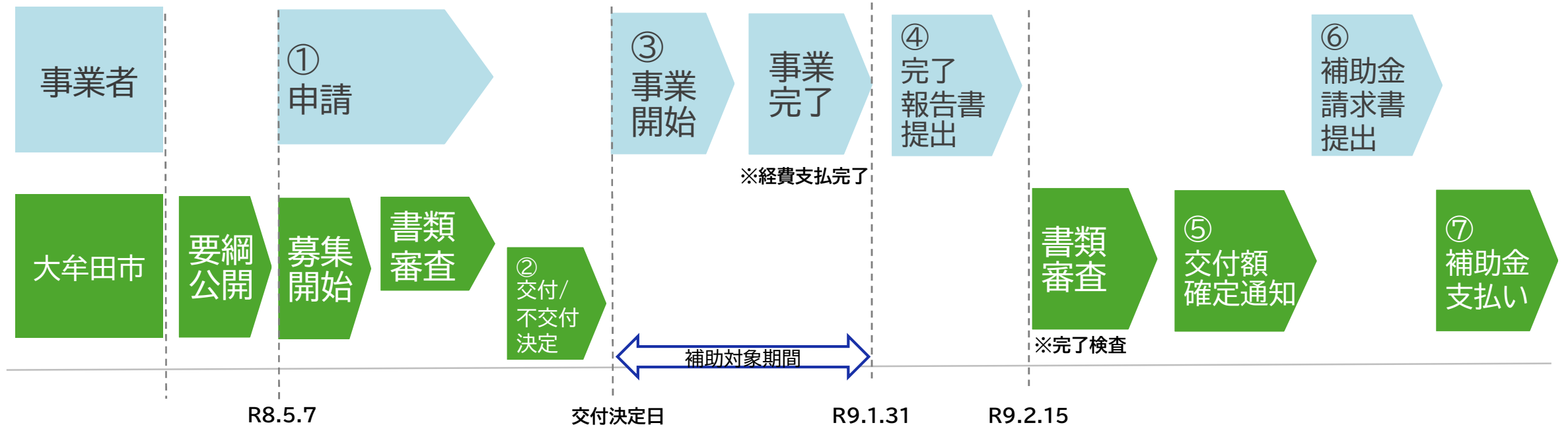
## 補助対象期間

補助対象期間: 交付決定日から 令和9年1月31日まで

(注) 補助事業完了後30日以内、または令和9年2月15日のいずれか早い日に事業完了報告書の提出が市で確認できなかった場合は、補助金の交付決定を受けていても補助金を交付できません。

- **申請受付期間内であっても申請額が予算額に達し次第、受付を終了します(先着順で受け付けます)。**
- 書類の不足や不備がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。
- 交付決定前に着手が必要な場合は事前着手届をご提出ください。
- 申請状況や予算の都合等により、補助申請額から減額して交付決定される場合があります。
- 同一の事業について、国・県等の他の補助金と同一の内容で重複する申請はできません。重複していることが判明した場合は、交付決定の取り消し及び補助金の返還を命じる場合があります。
- 交付決定された事業は、事業者名や内容等を本市ウェブサイト等で公表することがあります。

# 申請から補助金交付までの流れ



- ① 交付申請後、書類審査を行います。
- ② 書類審査の後、交付(不交付)決定の通知をします。
- ③ 交付決定通知後、対象事業を開始(設備購入等)をしてください。  
※交付決定前に事業の開始が必要な場合は事前着手届を必ず提出してください。
- ④ 事業の完了後、30日以内または令和9年2月15日のいずれか早い日までに事業完了報告書を提出してください。  
また、令和9年1月31日までに経費支払を完了し、領収証等を添付してください。
- ⑤ 事業完了報告書の審査後、市から事業者宛に交付額を通知します。
- ⑥ 確定通知受領後、市へ所定の補助金請求書を提出してください。
- ⑦ 請求書を受領後、指定口座に補助金をお支払いします。

# 申請

## 【期間】

令和8年5月7日(木)～令和8年9月30日(水)

## 【提出】

原則、下記手続きフォームよりデータでの提出をお願いします。市税の滞納のない証明書は原本を提出してください。

## 【大牟田市省エネ設備導入促進補助金手続きフォーム】

<https://logoform.jp/form/Cu6n/1521972>



メールで提出される場合は、データをe-sangyoushinkou02@city.omuta.fukuoka.jpへ送付してください。

- 郵便で提出される場合は、「大牟田市産業振興課(〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3)」あてに締切日必着にて提出してください。
- 窓口で持参される場合は、事前に0944-41-2752へお問い合わせください。

| 番号 | 提出書類                            | 提出形式  | 備考                |
|----|---------------------------------|-------|-------------------|
| ①  | 交付申請書(様式第1号)及び様式第1号別紙           | データ提出 |                   |
| ②  | 誓約書(様式第2号)                      |       |                   |
| ③  | 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)             |       |                   |
| ④  | 事前着手届(様式第4号)                    |       | 交付決定前に着手が必要な場合に提出 |
| ⑤  | 省エネルギー計算書(参考様式1、2またはそれに準じるもの)   |       |                   |
| ⑥  | 見積書等の経費内訳が分かるもの                 |       |                   |
| ⑦  | 市税の滞納のない証明書                     | 原本提出  | 市税務課で発行           |
| ⑧  | 履歴事項全部証明書または確定申告書等の事業実態を確認できる書類 | データ提出 |                   |
| ⑨  | その他必要書類                         |       |                   |

## 補助事業を変更／廃止する場合

### ■補助事業の変更について

補助事業の内容または補助対象経費額が20%以上変更となる場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

### ■補助事業の廃止について

補助事業を廃止する場合は、速やかに市長に届け出なければなりません。

# 補助事業完了の報告及び経費の支払い

- 事業の完了から30日以内または令和9年2月15日のいずれか早い日に事業完了報告書を提出してください。
- 事業完了日までに経費の支払いを済ませ、明細の分かる領収書等の写しを添付して提出してください。
- 事業報告書等の書類審査の後、市から書面で補助金確定通知書を送付します。

(注1)インターネットによる取引の場合も、適切な経理処理の証拠となる書類(領収書など取引画面を印刷したもの等を含む)を提出してください。

(注2)支払い方法は、現金、振込及び口座振替(※)のみとします。(手形、小切手、相殺払等は対象外)

※口座振替のうち、クレジットカードでの支払いについては、法人名義又は代表者名義であり、かつ補助対象期間中での引き落としが確認できたものが対象となります。

支払経費に関する書類を下記のとおり提出してください。

| 購入方法      | 支払方法     | 提出書類 |     |               |      |
|-----------|----------|------|-----|---------------|------|
|           |          | 請求書  | 領収書 | 決済完了画面を出力したもの | 利用明細 |
| 店頭購入      | 現金       |      | 提出  |               |      |
|           | クレジットカード |      | 提出  |               | 提出   |
| インターネット購入 | クレジットカード |      | 提出  | 提出            | 提出   |
|           | ネットバンキング |      | 提出  | 提出(※)         |      |
| 発注購入      | 口座振替     | 提出   | 提出  |               |      |
|           | ネットバンキング | 提出   |     | 提出(※)         |      |

| 事業内容   | 提出書類                                   |
|--------|--|
| 機器等の購入 | 購入した機器等の写真<br>※全体の写真・型式や製造番号等が分かる写真を添付 |
| 機器の設定  | 作業報告書等                                 |

※振込元口座が自社名義の口座であることが明確な資料を提出してください。必要に応じて通帳の名義欄の写しの提供をお願いします場合があります。

## 補助終了後の注意事項

### ■財産の管理について

この補助事業で取得した備品等の財産(以下、財産という。)の所有権は申請者に帰属しますが、財産の管理、処分等に関しては次の制限があります。

- 財産は、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければなりません。
- 財産を、補助事業の目的外の使用に供する場合若しくは処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

### ■書類の保存について

また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類(領収書等)を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければなりません。

## Q&A - 補助対象者編

Q1 新規創業予定者ですが、補助対象者になりますか？

(A)申請書の提出時点で、大牟田市内で1年以上事業を営んでいる法人又は個人事業者が対象となるため、新規創業予定者は対象とはなりません。

Q2 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人は補助対象者になりますか。

(A)常時雇用する従業員の数が300人以下であれば対象となります。

Q3 本社所在地は大牟田市内ですが、事業所は市外の場合は補助対象になりますか。

(A)市内事業所が対象になるため、事業所が市外にある場合は対象とはなりません。

# Q&A - 補助対象事業編

Q1 申請時点で故障している設備の更新は、補助対象になりますか。

(A)対象とはなりません。

Q2 既に購入している設備は補助対象になりますか。

(A)申請後に書類審査を行い、交付決定後に対象事業を開始(設備購入等)という流れになりますので、交付決定前に購入された設備に関しては対象とはなりません。

交付決定前に事業の開始が必要な場合は、事前着手届を必ず提出してください。ただし、事前着手届を提出された場合でも、他の書類等に不備があった際は不交付となる場合もあります。

Q3 申請開始日以前に購入した設備に関して事前着手届を提出した場合は、補助対象になりますか。

(A)事前着手届は、届出を提出した日から補助金交付決定日の間に購入した設備が対象になりますので、申請開始日(令和8年5月7日)以前に購入した設備に関しては対象とはなりません。

Q4 現在使用している設備の購入時期が分かりませんが、その場合も補助対象になりますか。

(A)導入時期を確認する必要はありませんが、既存設備から新規設備に変更した場合に省エネ効果が見込まれるかどうかを判断するため、既存設備の型番や消費電力などは確認していただく必要があります。

Q5 1階を事務所、2階を自宅として使用している建物への設備導入は、補助対象になりますか。

(A)居住の用途(共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含む)に該当する部分へ設備を導入する事業は対象とはなりません。併用住宅(自宅兼事務所)もこれに該当しますので、対象とはなりません。

Q6 事業として賃貸している物件への設備導入は、補助対象になりますか。

(A)第3者にリースやレンタルすること目的とした設備導入は対象とはなりません。

Q7 賃貸物件の共用部(階段、廊下)への設備導入は、補助対象になりますか。

(A)該当設備についての支払いを事業者(申請者)がしている場合は対象となります。

Q8 産業設備はどこまでが補助対象になりますか。

(A)産業設備については、生産や工程等に直結する設備であり、かつ省エネ効果が見込まれるものが対象となります。

## Q&A - 補助対象事業編

Q9 生産能力の増強を伴う設備は補助対象になりますか。

(A)生産能力の増強のみ(増設も含む)の場合は対象とはなりません。ただし、生産能力の増強を伴う場合でも、更新前後で対象設備に係る年間エネルギー使用量が減少することが確認できれば対象となります。

Q10 新設の場合は補助対象になりますか。

(A)新設・増設は対象とはなりません。

Q11 運搬機器、建設機器は補助対象になりますか。

(A)運搬、建設機器は移動が可能であり、市内事業所に恒常的に設置される固定設備とは整理できないため、対象とはなりません。

Q12 太陽光は補助対象になりますか。

(A)太陽光発電設備は既存設備の更新ではなく新規投資の性格が強く、また発電設備であることから、本制度の趣旨である既存設備の省エネ化による負担軽減とは異なるため、対象とはなりません。

Q13 蓄電池は補助対象になりますか。

(A)蓄電池はエネルギー使用量そのものを削減する設備ではなく、電力の利用時間を調整する設備であるため、本制度の要件であるエネルギー使用量削減の確認が困難なことから対象とはなりません。

## Q&A - 補助対象経費編

Q1 設備導入は市内事業者、施工は市外事業者の場合の補助率はどうなりますか。

(A)購入、施工等の全てが市内事業者であることが補助率1/2の条件となります。よって、この場合の補助率は1/3となります。

Q2 補助対象となる経費は何ですか。

(A)設備の購入・運搬・設置・取付・既存設備の撤去に係る経費(消費税及び地方消費税を除く)です。

## Q&A - その他

Q1 補助対象者は先着順で決定されますか。

(A)先着順で受付し、申請受付期間内であっても申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

Q2 補助金の申請から交付決定までにどのくらいの時間がかかりますか。

(A)申請の際に書類等の不備がなければ2～3週間ほどで決定します。

Q3 大牟田市内に複数の事業所がありますが、事業所ごとに申請はできますか。

(A)1法人につき1申請となるため、複数事業所がある場合はまとめて申請してください。

Q4 2つ以上の種類が異なる設備をまとめて申請することはできますか。

(A)種類が異なる設備をまとめて申請することは可能です。また、異なる事業者の導入、施工の場合でも申請可能です。

Q5 国や県等の補助金との併用は可能ですか。

(A)同一の事業について、国・県等の他の補助金と重複して補助を受けることはできません。

## お問い合わせ先

### 大牟田市産業振興課



メールアドレス

e-sangyoushinkou02@city.omuta.fukuoka.jp



電話番号

0944-41-2752

ホームページ